

川内原子力発電所3号機 環境影響評価手続き
やりなおし義務確認等請求訴訟の判決の概要について

1 判決主文

- ア 原告らの確認請求に係る訴えを却下する。
- イ 原告らのその余の請求を棄却する。
- ウ 訴訟費用は原告らの負担とする。

2 争点

- ① (無効)確認の訴えの利益の有無
- ② 当事者適格の有無
- ③ 本件準備書の虚偽記載の有無
- ④ 意見陳述権等の侵害及び原告らに生じた損害の有無

3 判決理由(要旨)

- ① (無効)確認の訴えの利益の有無
 - 原告らが主張する権利又は法的利益が環境影響評価法上保障されておらず、本件(無効)確認の訴えには確認の利益がない。
- ② 当事者適格の有無
- ③ 本件準備書の虚偽記載の有無
 - 本件確認の訴えは不適法であり、②、③について判断するまでもない。
- ④ 意見陳述権等の侵害及び原告らに生じた損害の有無
 - 原告らは意見を述べる機会を与えられており、又、環境影響評価法は、準備書について意見を陳述する権利又は法的地位を保障しておらず、原告らの権利又は法的利益の侵害は生じていないため、本件損害賠償請求には理由がない。

以 上